

## 中野市活性化推進イベント支援事業補助金交付要綱

中野市活性化推進イベント支援事業補助金交付要綱（平成17年中野市告示第140号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市街地の活性化を図るため、特定任意団体が実施するイベント事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街地 建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項に規定する特定行政庁が指定した区域をいう。
- (2) 特定任意団体 次のいずれにも該当する団体をいう。
  - ア 市街地の活性化に熱意のある複数の者で構成するもの
  - イ 事務局を設置し、責任の所在を明確化した上で、確実に事業を推進できると認められるもの
  - ウ 公序良俗に反しないもの
- (3) イベント事業 市街地ににぎわいをもたらす催し物等をいう。

（成果の指標）

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、イベント事業への来場者数の確保とする。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の対象となるものは、特定任意団体とする。

（補助対象経費、補助率等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、イベント事業の実施に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する経費の3分の1以内とし、50万円を限度とする。
- 3 補助金の交付は、同一団体に対し年1回とし、営利を目的としたもの又は他の機関等から補助金、交付金等が交付されている場合は、交付対象としないものとする。

る。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第3条の申請書は、中野市活性化推進イベント支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体構成員名簿
- (4) 納税の状況を証明する書類

(事業の変更等)

第7条 規則第5条第3号の承認を受けようとする場合は、中野市活性化推進イベント支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第3号の要綱で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金額に変更を及ぼさない補助事業に要する経費の配分の変更
- (2) 補助事業の成果に低下をもたらさない内容の細部の変更

(申請の取下げ)

第8条 規則第6条第1項の申請の取下げは、規則第4条第1項に定める通知を受けた日から14日以内に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第10条の実績報告書は、中野市活性化推進イベント支援事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、提出期限は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第10条の要綱で定める関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収支決算(見込)書
- (3) 経費の支払を証する書類

(補助金交付の請求)

第10条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市活性化推進イベント支援事業補

助金交付請求書（様式第4号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。